



28高医薬第165号

平成28年5月23日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長



厚生労働省通知の送付について

日ごろは、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、厚生労働省から下記の通知がありましたので、別添のとおり写しを送付いたします。今回の通知では、各製剤について重篤な副作用が発現するリスクがあること等から、使用に当たっての留意事項が示されました。つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、下記通知は当課のホームページ (<http://https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>) にも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしく申し上げます。

記

- 1、ピガバトリン製剤の使用に当たっての留意事項について
(平成28年3月28日付け薬生審査発0328第1号、薬生安発0328第2号)
- 2、セリチニブ製剤の使用に当たっての留意事項について
(平成28年3月28日付け薬生審査発0328第5号)
- 3、オシメルチニブメシル酸塩製剤の使用に当たっての留意事項について
(平成28年3月28日付け薬生審査発0328第9号)

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

下元、吉岡、土居

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137